

<対策のポイント>

諸外国への輸出が禁止されている農産物について、解禁要請から植物検疫条件の協議、輸出解禁、輸出のための産地形成までのあらゆる段階における植物検疫上の技術的な課題への対応を段階的かつ切れ間なく戦略的に実施します。

<政策目標>

○ 検疫協議に要する期間の約3割短縮（平均9年→6年）による輸出拡大

○ 我が国の輸出に有利な検疫処理基準の確立による輸出拡大

○ 輸出先国の規制に則した防除体系や栽培方法等の確立・普及による輸出拡大

<事業の内容>

1. 我が国の輸出に有利な国際的検疫処理基準の確立、実証【拡充】
94（50）百万円

① 輸出相手国が侵入を警戒する有害動物の殺虫効果に関するデータを蓄積して検疫処理技術を確立し、国際機関と連携の下、本技術の国際基準化を推進します。

② 殺虫処理ではなく、園地管理等の産地が取り組みやすい複数の措置の組合せによる検疫措置案の調査・実証及び病害虫の発生状況に関する全国的なサーベイデータの蓄積・分析を行います。

2. 輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備 69（72）百万円

○ 輸出先国の規制・条件に合致した農産物を産地が確実に輸出するため植物検疫、防除等の専門家による技術的なサポート、携帯品（おみやげ）として農産物の持ち帰りに取り組む産地等へのサポート等を実施します。

<事業の流れ>

国 → 委託 → 民間団体等

<事業イメージ>

我が国の輸出に有利な国際的検疫処理基準の確立、実証

・国際基準に採用された処理で、世界各国の条件をクリア



消毒処理済みマーク（イメージ）

・生産～輸送過程で検疫措置を組み合わせた検疫措置案の調査・実証



フィールド 効率的防除 + 選果 低温輸送

・病害虫の発生状況に関する全国的なサーベイデータの蓄積及び分析

輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備

農産物の円滑な輸出に向けた課題

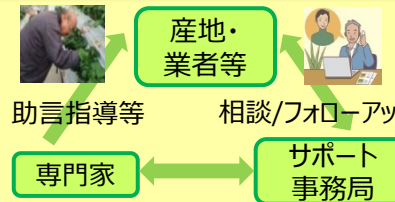
・輸出先国の植物検疫条件に合致した栽培・防除・選果の実施

・輸出先国の残留農薬基準に合致した防除体系の確立

・携帯品（おみやげ）としての農作物の円滑な持ち出し

支援

専門家による産地への技術的なサポート



産地・業者等

助言指導等

相談/フォローアップ

専門家

サポート事務局

派遣/報告